（13）ＡＶシステム・視聴覚機材保守点検業務仕様書

本仕様書は、明石市生涯学習センター（以下「センター」という。）ＡＶシステム・視聴覚機材保守点検業務の仕様を定めるもので、指定管理者はこの仕様に基づき、適切に業務を遂行するものとする。

１　指定管理者は、センターに設置するＡＶシステム・視聴覚機材の機能を維持し、常に安全かつ良好な状態に保たれるよう保守点検を行うものとする。

２　業務場所 明石市東仲ノ町６番１号

明石市生涯学習センター

３　履行期間 指定管理期間

ただし、業務が支障なく継続できるよう、指定管理期間開始前においては前年度の業務受託者と、指定管理期間満了前においては次期指定管理者と調整協議の上、十分な引継ぎを行うこととする。なお、引継ぎ時に費用等が発生した場合は、指定管理者がこれを負担するものとする。

４　保守点検対象は、次のとおりとする。

(1)　学習室７０４　ＡＶシステム

(2) 学習室８０１　ＡＶシステム

(3) 学習室８０３　ＡＶシステム

(4) ホール　　ＡＶシステム

(5) リハーサルスタジオ　ＡＶシステム

(6) 編集システム

(7) ディスプレイシステム

(8) 視聴覚機材の点検

５　保守管理業務内容は、以下のとおりとする。

(1)　定期保守点検（別紙のとおり）

(2) 緊急保守作業

６　定期保守点検の回数は、履行期間中１回とする。定期保守点検を実施するときは、事前にセンター職員と連絡協議し定期保守点検日を決定するものとする。  
　また、定期保守点検業務に伴う工具及び消耗品は、受託者の負担とする。

７　指定管理者は、業務開始までに、緊急連絡先一覧表を作成しておくものとする。

８　指定管理者は、ＡＶシステムが故障等による連絡を受けたときは、速やかに担当者を配置し、不具合箇所の復旧を的確に実施するものとする。但し、障害が発生し、緊急を要する場合の保守については、24時間受付体制にて対処するものとする。

　　なお、障害の対応に際して、部品（消耗品）等の交換が発生した場合、その費用は指定管理料に含めるが、大規模な修理及び部品交換の必要がある場合は、市、指定管理者双方による協議の上決定するものとする。

９　保守点検にあたっては、次のことに注意して行うものとする。

(1)　センター業務運営に支障を及ぼさないこと。又、業務に支障を及ぼす恐れがあるときは事前に連絡すること。

(2)　点検中は安全に気をつけ、服装、用具等を整え、事故等に注意すること。ておくものとする

(3)　点検終了後は正常作動を確認すること。

10　指定管理者は、ＡＶシステムの運用に関し、市からの要請があった場合、技術の提供援助、指導等を行わなければならない。

11　保守点検業務従事者は、当該設備の構造を熟知し、関係資格を取得し、かつ経験豊富な技術者でなければならない。

12　指定管理者は、保守点検を実施したとき、及び故障、修理等の作業を行ったときは、報告書を作成し、備えておくものとする。

13　指定管理者は、点検中に事故等の異常が発見されたとき、及び修理が必要と認めるときは、ただちに適切に対処し、必要に応じて市に報告するものとする。

14　その他本業務遂行上、重大な支障があるとき、又はそのおそれがあるときは、市は指定管理者に緊急呼び出し等の指示をするものとする。

15　業務履行中に第三者に損害を与えた時は、その損害の責を負うこと。

16　指定管理者は、本仕様書に係る業務すべてを再委託することができる。

　　ただし、再委託を実施する場合は、受託するものに対して、公正かつ適正に業務が遂行されるよう、指定管理者の責任において適切な指導・監督を行うこと。

18　その他、この仕様書に定めのない事項については、市、指定管理者双方による協議の上決定するものとする。